

杉並区乳児等通園支援事業保護者負担額助成金交付要綱

令和 8 年 7 月 10 日

杉 並 第 2 1 5 1 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、特定乳児等通園支援事業者（以下「事業者」という。）の行う特定乳児等通園支援を利用した保護者に対し、その負担する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(助成対象)

第 3 条 この要綱による助成の対象者は、杉並区が行う法第 30 条の 15 第 1 項の認定を受けた乳児等支援給付認定保護者であって、乳児等通園支援事業所（以下「事業所」という。）が行う特定乳児等通園支援を利用したもの（以下「助成対象者」という。）とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、助成対象者が事業者に対して支払う保護者負担額（事業者が、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第95号）第 12 条第 2 項の規定により支払を受ける額をいい、キャンセル料に相当するものを除く。以下同じ。）の額とし、1 月につき、300 円に当該月に乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間（当該時間が 10 時間を超える場合は、10 時間）を乗じて得た額を上限とする。

(交付申請)

第 5 条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、特定乳児等通園支援を利用した日の属する年度中に、杉並区乳児等通園支援事業保護者負担額助成申請書兼請求書（兼口座振替依頼書）（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を区長宛てに提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第 6 条 区長は、前条の申請があったときは、申請書等の審査を行い、交付を適当と認めるときは、杉並区乳児等通園支援事業保護者負担額助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、杉並区乳児等通園支援事業保護者負担額助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、その旨を申請者に通知する。

3 区長は、助成金の交付を決定するに当たり、助成対象者の子どもが利用している事業所に対して、当該助成対象者の子どもに係る利用状況及び保護者負担額の納付状況を提供証明書兼領収額確認書・納入状況確認書（第 4 号様式）により報告を求めることができる。

4 区長は、第 1 項の決定に必要な条件を付すことができる。

(助成金の交付)

第 7 条 区長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、別表に定める交付時期ごとに助成金を交付する。

(代理受領)

第 8 条 前 3 条の規定にかかわらず、区長は、助成対象者が区長による法第54条の 2 第 1 項の確認を受けた事業者が行う特定乳児等通園支援（杉並区の区域内に所在する事業所が、杉並区乳児等通園支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日杉並第12963号）に従って行うものに限る。）を利用した場合には、当該助成対象者からの委任に基づき、当該助成対象者に対して交付すべき助成金のうち当該特定乳児等通園支援に係る部分について、杉並区特定乳児等通園支援事業運営費加算金交付要綱（令和 8 年 7 月 10 日杉並区第21516号。以下「加算金交付要綱」という。）に規定する運営費加算金として、代理受領により事業者に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、その支払われた額について、助成対象者に対して助成金の交付があったものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の運営費加算金の加算認定の手續その他の事業者に対して代理受領により支払う方法による助成金の交付に関し必要な事項は、加算金交付要綱の定めるところによる。この場合において、加算金交付要綱第5条第1項の規定により助成対象者の支払うべき保護者負担額に係る保護者負担額加算の加算認定があったときは、当該助成対象者に対して、当該保護者負担額について助成金の交付を決定したものとみなす。

(交付決定の変更及び取消し)

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定した助成金の額を変更し、又は交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容、これに付した条件又はその他の法令に基づく命令に違反したとき。

(3) その他区長が必要と認めたとき。

(助成金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により、交付決定者の助成金の額を減額し、又は交付決定を取り消した場合において、既に交付決定者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 交付決定者は、助成金の交付に係る書類を整理し、交付を受けた助成金の属する年度の翌年度から5年間これらを保管するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に交付決定された助成金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

別表（第9条関係）

助成金の交付区分	事業の利用月	交付時期
第1期	4月から6月まで	8月
第2期	7月から9月まで	11月
第3期	10月から12月まで	2月
第4期	1月から3月まで	5月